

ソフトウェア使用許諾契約（みずほパソコンサービスソフト）

改定日：2022年4月11日

改定前	改定後（改定箇所…赤字）
第5条（甲が取得する権利） （前略） 5 甲は、ソフトウェアに表示された乙及びパナソニックシステムネットワークス株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・データの著作権表示及び登録商標を削除してはならないものとします。	第5条（甲が取得する権利） （前略） 5 甲は、ソフトウェアに表示された乙及び<u>パナソニックコネクスト株式会社</u>、株式会社エヌ・ティ・ティ・データの著作権表示及び登録商標を削除してはならないものとします。
第11条（瑕疵担保責任） 甲が、ソフトウェアについて検収日から6ヶ月以内に隠れた瑕疵を発見し、直ちにその修補を請求した場合、乙は、ソフトウェアおよび関連資料の全部または一部について、瑕疵の修補または代替品の納品を行います。 （略）	第11条 <u>（契約不適合責任）</u> 甲が、ソフトウェアについて検収日から6ヶ月以内に<u>種類・品質に関する本契約内容との不適合</u>を発見し、直ちにその修補を請求した場合、乙は、ソフトウェアおよび関連資料の全部または一部について、<u>種類・品質に関する本契約内容との不適合</u>の修補または代替品の納品を行います。 （略）
第12条（乙の損害賠償責任） （前略） 3 甲は、プログラムの瑕疵に起因する損害については、検収日から6ヶ月以内に限り、賠償を請求することができます。	第12条（乙の損害賠償責任） （前略） 3 甲は、プログラムの<u>種類・品質に関する本契約内容との不適合</u>に起因する損害については、検収日から6ヶ月以内に限り、賠償を請求することができます。
第13条（乙の責任の範囲） （前略） 3 甲は乙がパナソニックシステムネットワークス株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・データから使用許諾を受け、甲に再使用許諾しているソフトウェアについても、前2条に定める責任を乙に対して追及できるとどまり、パナソニックシステムネットワークス株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・データに対して何らの責任を追及できないものとします。	第13条（乙の責任の範囲） （前略） 3 甲は乙が<u>パナソニックコネクスト株式会社</u>、株式会社エヌ・ティ・ティ・データから使用許諾を受け、甲に再使用許諾しているソフトウェアについても、前2条に定める責任を乙に対して追及できるとどまり、<u>パナソニックコネクスト株式会社</u>、株式会社エヌ・ティ・ティ・データに対して何らの責任を追及できないものとします。